# 障害のある子どもの放課後活動を 国の制度として創設させよう!

国会請願行動のしおり

2008年6月

$\Diamond$	も	_	1",	$\Diamond$

1.	障害児放課後活動の果たす役割、現状と当面している課題	2
2.	私たちの国に対する願い 請願内容	4
3.	私たちの願いを国会に届けよう 国会請願って?何故、今?	6
1	国会請願行動の具体的な進め方	7

# 障害のある子どもの放課後保障全国連絡会(全国放課後連)

【事務局】 東京都小平市小川町1-983 ゆうやけ子どもクラブ内〒187-0032 TEL・FAX 042-344-2448

E-mail houkagoren@fine.ocn.ne.jp URL http://www.geocities.jp/houkagoren/

【郵便振込口座】 全国放課後連 OO13O-5-445145

# 1. 障害児放課後活動の果たす役割、現状と当面している課題

全国には、障害のある子ども(特別支援学校小学部から高等部、普通学校の小学生から中学生)を対象とした放課後活動(障害児学童保育)が少なくとも500カ所ほどあり、そこでは放課後および長期休業中に、異年齢の子どもたちが指導員とともに豊かな生活を送っています。その数は1万人以上と想定されます。これ以外に、「児童デイサービス」の対象となっている学齢児も1万人以上います。

# 1-1 子ども・親・家庭になくてはならない障害児のための放課後活動

### ①地域の中で子どもたちの生活と発達を保障している

障害児の場合、放課後の生活は、多くの場合、1人でテレビやビデオを見て過ごすか、母親などと2人きりで過ごすことが少なくありません。子どもの一日の生活全体を考えた場合、学校での課業、家庭での休息や家族との生活以外に、放課後の自由な時間と空間の中であそびや労働等の諸活動を通して仲間と関わり合う生活(「第3の居場所」と呼ぶこともあります)がトータルに保障される必要があります。

障害のある子どもの放課後活動においては、専任の指導員たちが一人ひとりの子どもたちの安定した生活をつくりながら、仲間をつないでいます。そして、学校や家庭とは異なる「第3の居場所」を提供して、学校と家庭との往復生活だけではもたらすことが決してできない子どもの豊かな発達をつくり出しています。

### ②結果として親の就労を含めた社会的活動を支援している

障害児の家庭の場合、障害のある子どもの放課後活動のような社会的な資源が整っていない中では、母親は働きたくても働けないというのが現実です。障害児の症状にもよりますが、養育・療育に経費がかかる場合も多く、また一般家庭との比較で母子家庭が多いこともあり、客観的には就労意欲は高いものと想像できます。放課後活動があることで、親たちが就労などの社会的活動に参加することを保障しています。

#### ③家族・家庭を支えている

障害児のある子どもの放課後活動が"家族にとってなくてはならない場所"とは障害児の家族・家庭の率直な実感です。学校完全週5日制となって以降、長期休業日を含む年間休業日の総計は1年の約45%にものぼるそうです。そうした長い時間を、親(母親)と子だけで過ごす状況を想像してみて下さい。放課後活動があることで、親自身が心身共に解放され、今までできなかった余暇を過ごすことができる、他の兄姉に目配りができるようになる。家庭や家族そのものを支えているのです。

# 1-2 国に制度がない中でも公的施策を持つ自治体も。しかし多くは施策や補助なし

こうしたニーズや課題に対応する事業は国の制度としてはありませんが、自治体の単独(独自)施 策として実施しているところがあります。例えば…

#### ①東京都の例

東京都の「通所訓練等事業」は、障害のある人や児童が通所による訓練等を行なう事業に補助を行なうものです。利用者1人当たりの補助単価に人数を乗じた金額が年間補助総額となり、最高額で二千数百万円となります。障害のある子どもの放課後活動を行なうグループで、この施策の対象になっているのは80グループほどになります。ただし、この制度も、障害者自立支援法の実施に伴って、見直しの対象とされています。

# ②埼玉県の例

埼玉県の「県特別支援学校放課後児童対策事業」は、特別支援学校児童(小中高等部)と普通学校特別支援学級児童を対象に「集団活動と健全育成の場を確保するための」「特別支援学校放課後児童クラブ」に対して指導員人件費を保障する(障害児3人に対して1人の指導員につき、年額1,683,000円)もので、児童数18人(1クラブ当たり平均児童数)の場合で約1,000万円の補助(県:市=1/3:2/3 負担割合)となります。現在では県内29カ所が補助対象となっています。児童数は、2008年度当初で500人に達しています。

※埼玉県としての事業位置づけは、http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BF00/kosodate/kobatonp/pdf/p9.pdf

しかし、こうした単独施策を持っている自治体は、16都府県、11政令指定都市にとどまっており (2007年度)、多数の自治体では施策のない状態で、保護者と指導員たちの自助努力で運営がなされています。

# 1-3 国会内でも政府内でも、「障害児の放課後活動」が焦点になりつつあります

全国放課後連が発足して以降、私たちは、政府(厚生労働省)と国会に対してはたらきかけを続けてきました。その結果、国会各会派が関心を持ち始めています。また、政府(厚生労働省)内で「学齢期の放課後や夏休み等における居場所の確保」問題が検討の1つになっています。

#### ①国会内各政党と放課後連、放課後活動・学童保育団体と懇談

- 口11月21日、公明党障害者福祉委員会が「障害児の放課後活動についての施設事業者、関係省庁よりとアリング」を開催。6人の国会議員が出席。埼玉県川口市の障害児学童保育「たんぽぽ福祉村」と埼玉県学童保育連絡協議会(全国放課後連加盟)事務局が出席して発言
- 口12月13日、**民主党**障がい者政策推進議員連盟会議が「障害ある子どもの学童保育についてヒアリング」開催。全国放課後連として対応。9人の国会議員が出席しました。
- □1月28日 日本共産党国会議員団と放課後連が面談 3人の国会議員が出席。
- □2006年、07年と自由民主党、社会民主党の秘書の方々と懇談

※詳しくは、http://www.geocities.jp/houkagoren/news/20080215\_news\_10.pdf

# ②厚生労働省も「放課後や夏休み等における居場所の確保」について検討中

厚生労働省内部では、2006年度からスタートした障害者自立支援法の見直しの作業の一貫として同省障害保健福祉部会に「障害児施策の見直しに関する検討会」を設けて、3月から7月まで審議を続けています。そのテーマの1つとして「学齢期・青年期の支援策」「放課後や夏休み等における居場所の確保」を設けています。

※詳しくは、http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/05/s0530-3.html

放課後連としても、この検討会に対して、意見・要望を届けるとりくみを進めてきました。

# 2. 私たちの国に対する願い 請願内容

私たちは、政府(厚生労働省)に対してはたらきかけるのと同時に、今回、国民の代表である国会として「障害児の放課後活動」を制度化を意志表示(採択)してもらうことを求めます。

# 2-1 国会に対する請願内容

【請願内容】障害のある子どもの放課後及び長期休業中の生活を保障するため、活動の 拠点と職員を持ち、年間を通して開設できる事業を制度化してください。

※ここで言う「障害のある子ども」とは、特別支援学校や通常学校に通う、障害のある小学生から高校生までを指す。 ※ここで言う「放課後活動」とは、通常の放課後だけではなく、夏休みなどの長期休業中を含む学校休業日の活動も 含む。

### 【参考資料】 私たちが考える国の制度化の内容・イメージ

障害のある学齢児も、学校でも家庭でもない「第3 の活動の場」を確保することによって、自 分の気持ちをコントロールする力や、仲間集団の中で相手の気持ちを受け止める力などをつけてい き、成長・発達の土台を築いていきます。こうした成長の中で、内面の葛藤を高めやすい思春期も よりよく乗り越えていくことができます。

国の制度の"狭間"にあって十分な事業展開をすることができないでいる、障害のある子どもの 放課後活動(障害児学童保育)を国レベルで制度化することを私たちは要望します。その制度化の イメージは以下のようなものです。

#### [目的]

- (1) 障害のある子ども(小学生から高校生まで)の成長・発達を支援する。
- ②保護者の就労を支援する。
- ③保護者のレスパイトを実現する。

### [対象]

- ①障害のある子ども(小学生から高校生まで)で、通学している学校の種別を問わない。
- ②保護者が就労しているかどうかを問わない。

#### [内容]

- ①子どもが毎日通うことができる。
- ②放課後活動にふさわしい施設・設備がある。
- ③専門的な力量を持った常勤職員が配置されている。
- ④放課後活動にふさわしい実践のプログラムがある。
- ⑤子どもが仲間関係をつくることができる集団がある。
- ⑥学校への迎えなどの体制がある。
- ⑦十分な運営ができる適正な公費負担がある。

# 2-2 障害児のために特別な放課後活動事業が必要な理由

障害児の放課後や学校休業日に対応する国の制度としては現在、以下のようなものがあります。

- ●「放課後児童健全育成事業」に基づく通常の学童保育(放課後児童クラブ)
- ●文科省と厚労省とが共同して推進する『放課後子どもプラン』に基づく「放課後子ども教室」
- ●障害者自立支援法の個別給付に位置付けられた「児童デイサービス」
- ●障害者自立支援法の地域生活支援事業に位置付けられた「日中一時支援事業」

障害のある子どもとない子どもが共に育ち合う機会として、通常の**学童保育(放課後児童クラブ)** や「放課後子ども教室」において、障害のある子どもが受け入れられることは重要です。ただし、こうした施策だけでは、障害の重い子や中高生などの子どものニーズを満たし切ることができません。

「児童デイサービス」は、学齢児を3割以上受け入れている場合(I型)には報酬単価が大幅に切り下げられ(従来の7~8割。幼児中心の「I型」の5~6割)、しかも障害児施設再編までの「経過措置」と位置付けられているため、その存続自体が危ぶまれています。

「日中一時支援事業」は、「経過措置型の児童デイサービス」(Ⅱ型)の移行先とされています。 ただし「日中一時支援事業」はほとんどの場合、障害のある成人も含んだ日中の一時預かり的な事業 として位置付けられていて、子どもの成長・発達への支援という視点が希薄です。また、公費の裏付 けも非常に不十分なものです。「児童デイサービス」(Ⅱ型)の受け皿とはなりえません。

ホームヘルプやガイドヘルプなどを使って学齢児に対応することも可能であるものの、これは文字 どおり居宅生活や移動のための支援であって、放課後活動の場の代わりになるものではありません。

2005年度に厚生労働省が始めた「**障害児タイムケア事業**」は、補助額が不十分であったものの、 障害のある中高生などを対象にして、放課後活動の場の確保による「社会に適応する日常的な訓練」、 親・家族のレスパイトや就労の支援という目的や内容を盛り込んでいました。しかし、障害者自立支 援法の実施に伴って「日中一時支援事業」に吸収されてしまい、こうした積極的な目的や内容が曖昧 になってしまいました。したがって、障害の重い子ども、あるいは中高生など年長の子どものニーズ に対応して、彼らの成長・発達を支援することも視野に入れた国の制度は今のところ不十分な形でし か存在しておらず、大きなブランクになっています。

# 3. 私たちの願いを国会に届けよう!国会請願って?何故、今?

# 3-1 そもそも「国会請願」とは何か

# ①「請願」って何?

法律用語においては<u>国や地方公共団体に意見や要望、苦情の要請を行う事</u>で、特に日本国憲法第1 6条に記された公務員の罷免や<u>法律の制定</u>あるいは、改廃または損害<u>を請求する</u>事を示す。(※ウィ キペディアより)

各議院は、それぞれ請願を受け付けています。請願は、<u>憲法に保障された国民の権</u>利であり、国会に提出されるものはその一つです。請願しようとする者は、<u>議員の紹介</u>によって、請願書を<u>各議院の</u> 議長あてに提出します。

提出された請願は、<u>所管の委員会で審査</u>の上、その内容が妥当と思われるものは<u>本会議</u>で採択され、 その中で内閣において措置することが適当と認められたものは、内閣に送られます。<u>内閣は、送られ</u> た請願の処理経過を、毎年、各議院に報告することになっています。(※国会HPより)

#### ②「請願」ってどうするの?

請願の一般的な方法については請願法が定めており、<u>住所氏名を記して</u>、所轄の官公庁(不明な場合は内閣)に書面で提出しなければならない(請願法第2条、第3条)。

<u>未成年者</u>・法人・外国人も請願の主体となる。 (※ウィキペディアより)

### 3-2 国会請願の扱われ方・流れ

国会は省庁別に委員会が分かれています。文部科学省に関わるテーマであれば、文教委員会、厚生 労働省に関わるテーマであれば厚生労働委員会。私たちの請願は厚生労働省に関わるテーマなので、 厚生労働委員会に提案されます。

- ◇私たちが国会(衆議院と参議院)に届ける
  - →厚生労働委員会に提案される
    - →**委員会理事懇談会**で扱いを決める(全会派一致が原則で、「採択」か「審査未了=不採択」)
      - →本会議で「採択」の場合、内閣に送付される
        - →内閣はその処理について国会に報告する

### 3-3 何故、今、国会請願にとりくむのか?

先に紹介したように、厚生労働省内でも現在、「学齢期・青年期の支援策」「放課後や夏休み等に おける居場所の確保」について検討しています。検討会の中では「学校に行っている間はよいが、放 課後の施策が無策」「特に夏休みが深刻」「様々なサービスがあるにはあるが、放課後対策には大きなエアポケットがある」(5月30日)、等の意見が出されています。検討会は7月にまとめを出し、これを受ける形で厚生労働省が、年内に方針を立てることになります。

厚生労働省が方針を立てるまさにこの時期に、「障害児放課後活動の制度化を」という声を国民の 意思として政府・厚生労働省に届けることが大事です。国会は国権の最高機関です。国民を代表する 国会が私たちの要求に賛同し、政府の後押しを迫ることが要求実現の上で、効果的です。

国会は来年1月から6月までの通常国会もありますが、厚生労働省のスケジュールとの関係では、 9月半ばから11月中旬開催予定の「臨時国会」が最もタイムリーです。

# 4. 国会請願行動の具体的な進め方

# 4-1 いつまでにとりくむ? 8月末をメドに、最終は10月末まで

国会開会前に1枚でも紹介議員の入った請願署名が国会に届いている必要があります。

- ①当面8月末をメドに集めてください。署名は、地域組織がある場合は、地域組織で集約して全国放課後連へお送りください。組織がない場合は直接、全国放課後連事務局までお送りください。
- ②国会の会期中であれば、署名の追加は可能です。10月末までとりくみを進めましょう。

# 4-2 請願行動のとりくみの目標 10月に国会要請行動を予定します

①請願署名をできるだけたくさん集めましょう。

数は力です。障害児の放課後活動に対して多数の賛同があることが国会を動かします。

#### ②請願に賛同してくれる国会議員さん(紹介議員)を増やしましょう

日本の国会の場合、国会で審議してもらう場合、1名以上の国会議員の賛同(紹介議員になる)が必要です。衆議院・参議院のそれれぞれが審議しますから、両院の国会議員の紹介が必要です。それも、なるべく多数の議員の賛同を得ることが効果的です。事務局としては、すべての政党の賛同をめざしたいと思います

- ③署名用紙の作成や印刷費、郵送費、国会要請行動等の交通費は自分たちで生み出します。 **1 筆に付き 1 コイン=500円を呼びかけましょう。**集まったカンパは、地域組織がある場合は、地域でご活用いただいてけっこうです。ない場合は、放課後連へ郵便振替を使ってご送付ください。
- ④集まった署名をもとに、10月、放課後連として国会要請行動を行います。

# 4-3 署名をたくさん集めるには

- ①まず、学習しましょう。各事業所、学童保育クラブ、保護者会、指導員組織などで、また地域のネットワーク組織などで。テキストはこの「しおり」です。
- ②ご自身の事業所・学童保育、施設の保護者、指導員、ボランティアさんなどがまず書きましょう。 家族・親戚にお願いしましょう。ご近所のお知り合い、知人にも呼びかけましょう。 夏休みに帰省したら、親戚みんなにお願いしましょう。

### ③もう一回りの周りの方々にお願いしましょう

- ・子どもの関わる学校のPTA、教員等にも
- ・可能な範囲で、自治会や町内会などへお願いしましょう
- ・作業所、学童保育連絡協議会など他団体にもお願いしましょう
- ※作業所の組織は、http://www.kyosaren.or.jp/local.html
- ※学童保育の組織は、http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou/
- ④街頭署名などにもとりくみましょう。

# 4-4 国会議員さんに紹介議員をお願いするには

- ①放課後連事務局として、各政党の幹部や厚生労働委員のメンバーに紹介議員となっていただけるようはたらきかけます(9月初旬)。
- ②地元の要望は議員さんの心に響きます。署名を持って、地元選出の議員にはたらきかけましょう。
  - ※衆議院議員一覧は、http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index kousei.htm
  - ※参議院議員一覧は、http://www.sangiin.go.jp/index.htm

#### ③議員に何をどう訴えるか?

- ・私たちの願い=請願内容を**それぞれの実態、当面している困難**などを実感をこめて伝えましょう。 各施設・クラブのおたよりや数値的な資料なども活用しましょう。
- ・紹介議員になってほしいことを伝え、署名をしてもらいましょう。
- ※全国放課後連二ュースは、http://www.geocities.jp/houkagoren/

# 【請願署名活動について質問・意見はこちらまで】

- 口全国放課後連 TEL·FAX 042-344-2448 E-mail: houkagoren@fine.ocn.ne.jp
- 口埼玉県学童保育連絡協議会 TEL 048-644-1571 E-mail: gakudoust@yahoo.co.jp